６．中小企業、スタートアップ企業及び大学等を対象とした軽減・支援措置

「法施様３０」「法施様３１」『法施８４』

軽減・支援措置の申請を行う際は、該当する様式を以下の特許庁ウェブサイトよりダウンロードし、必要項目を記載の上、提出してください。
https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct_keigen_shinsei_202401.html#2-2

【書類名】　手数料軽減申請書（調査手数料等）
【あて先】　特許庁長官　殿
【国際出願の表示】
　【国際出願日】ｄｄ．ｍｍ．２０ＸＸ
　【書類記号】123456789
【軽減を申請する者】
　【氏名又は名称（日本語）】　株式会社東京製作所
　【氏名又は名称（英語）】　TOKYO　SEISAKUSHO　CORPORATION
　【あて名（日本語）　】東京都千代田区霞が関三丁目４番３号
　【あて名（英語）】 4-3,　Kasumigaseki　3-chome,　Chiyoda-ku,　Tokyo
　【手数料軽減に関する内容】特許法施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する者である。
　【持分の割合】1/3
【軽減を申請する者】
　【氏名又は名称（日本語）】　株式会社大阪製作所
　【氏名又は名称（英語）】　OSAKA　SEISAKUSHO　CORPORATION
　【あて名（日本語）　】大阪府大阪市天王寺区伶人町７番地７号
　【あて名（英語）】 7-7,　Reinin-cho,　Ten-nouji-ku,　Osaka-shi,　Osaka
　【手数料軽減に関する内容】特許法施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する者である。
　【持分の割合】1/3
【代理人】
　【弁理士】
　【氏名又は名称（日本語）】　国際　太郎
　【氏名又は名称（英語）】　KOKUSAI,　Taro
　【あて名（日本語）】　東京都千代田区四番町１２番地
　【あて名（英語）】 12,　Yonbancho,　Chiyoda-ku,　Tokyo
【持分の割合に関する特記事項】
　PCT ホールディングス株式会社　1/3

※　以下は注意事項ですので、申請書を提出する際は記載しません。

（注１）予備審査手数料の軽減・支援措置の申請をする場合は、「【書類名】」を「手数料軽減申請書（予備審査手数料）」と記載します。

（注２）「【国際出願の表示】」の欄の「【国際出願日】」には、その国際出願の提出日を日月年の順に「○○．○○．○○○○」のように記載し、「【書類記号】」には願書に記載された書類記号を記載します。ただし、願書に書類記号が記載されていない場合は、「【書類記号】」を「【発明の名称】」とし、その願書に記載されている発明の名称を記載します。また、予備審査手数料の軽減・支援措置の申請をする場合は、「【国際出願日】」を「【国際出願番号】」として国際出願番号を記載し、「【書類記号】」は不要です。

（注３）「【軽減を申請する者】」の欄に記載すべき者が２人以上あるときは、「【軽減を申請する者】」～「【持分の割合】」の欄を繰り返し設けて記載します。「【持分の割合】」の欄には、「○／○」のようにその者の持分の割合を記載します。

（注４）「【手数料軽減に関する内容】」の欄には、「特許法施行令第 10 条第○号○に掲げる者に該当する者である。」のように軽減・支援措置を受ける旨を記載します。なお、「第○号○」に記載すべき内容については、次頁の「（参考）申請要件一覧」を参照してください。

（注５）軽減・支援措置を申請する者が手続を行う場合は、「【代理人】」の欄は不要です。また、「【代理人】」の欄に記載すべき者が２人以上あるときは、「【代理人】」～「【あて名（英語）】」の欄を繰り返し設けて記載します。

（注６）「【持分の割合に関する特記事項】」の欄には、共同出願人（申請要件を満たしていない者）の持分の割合を「○／○」のように記載します。ただし、当該出願人が含まれない場合は、「【持分の割合に関する特記事項】」の欄は不要です。

（注７）本様式には、軽減・支援措置を申請する者及び代理人の「署名」は不要です。

（参考）申請要件一覧 ※申請要件の詳細は、以下の特許庁ウェブサイトを必ずご確認ください。
https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct_keigen_shinsei_202401.html#1

対象者一覧		【手数料軽減に関する内容】に記載する条・号・号の細分	手数料の負担割合
中小企業（会社）（個人事業主）	（製造業等）	特許法施行令第10条第1号イ	1/2
	（卸売業）	特許法施行令第10条第1号ロ	
	（サービス業）	特許法施行令第10条第1号ハ	
	（小売業）	特許法施行令第10条第1号ニ	
	（ゴム製品製造業）	特許法施行令第10条第1号ホ	
	（ソフトウエア業又は情報処理サービス業）	特許法施行令第10条第1号ヘ	
	（旅館業）	特許法施行令第10条第1号ト	
中小企業（組合・NPO法人）	（企業組合）	特許法施行令第10条第1号チ	
	（協業組合）	特許法施行令第10条第1号リ	
	（事業協同組合等）	特許法施行令第10条第1号ヌ	
	（農業協同組合等）	特許法施行令第10条第1号ル	
	（漁業協同組合等）	特許法施行令第10条第1号ヲ	
	（森林組合等）	特許法施行令第10条第1号ワ	
	（商工組合等）	特許法施行令第10条第1号カ	
	（商店街振興組合等）	特許法施行令第10条第1号ヨ	
	（消費生活協同組合等）	特許法施行令第10条第1号タ	
	（酒造組合等）	特許法施行令第10条第1号レ	
	（NPO法人）	特許法施行令第10条第1号ソ	
研究開発型中小企業（会社・個人事業主・組合・NPO法人）	（試験研究費等比率が3%超の個人事業主）	特許法施行令第10条第2号イ	1/2
	（試験研究費等比率が3%超の会社・組合・NPO法人）	特許法施行令第10条第2号ロ	
	（科技イノベ活性化法の指定補助金等を交付された会社・個人事業主・組合・NPO法人）	特許法施行令第10条第2号ハ	
	（経営強化法の経営革新事業を行う会社・個人事業主・組合・NPO法人）	特許法施行令第10条第2号ニ	
	（経営強化法の異分野連携事業を行う会社・個人事業主・組合・NPO法人）	特許法施行令第10条第2号ホ	
	（ものづくり法の計画を行う会社・個人事業主・組合・NPO法人）	特許法施行令第10条第2号ヘ	
アカデミック・ディスカウント	（大学等の研究者）	特許法施行令第10条第3号イ	1/2
	（大学等）	特許法施行令第10条第3号ロ	
承認TLO		特許法施行令第10条第3号ハ	
独立行政法人等		特許法施行令第10条第3号ニ	
試験独法関連TLO		特許法施行令第10条第3号ホ	
公設試験研究機関を設置する者		特許法施行令第10条第3号ヘ	
地方独立行政法人		特許法施行令第10条第3号ト	
小規模企業（法人・個人事業主）	（従業員20人以下の個人事業主）	特許法施行令第10条第4号イ	1/3
	（従業員20人以下の法人）	特許法施行令第10条第4号ロ	
中小スタートアップ企業（法人・個人事業主）	（事業開始後10年未満の個人事業主）	特許法施行令第10条第5号イ	1/3
	（設立後10年未満の法人）	特許法施行令第10条第5号ロ	
福島関連中小企業（会社・個人事業主・組合・NPO法人）		特許法施行令第10条第6号	1/4